

交通弱者支援施策の検討について

1. 検討体制

下記のとおり、公共交通政策室と福祉担当部局において検討を実施した
公共交通政策室、長寿あんしん課、障害福祉課、地域共生推進課

2. 対象者の検討

➤ 交通弱者の考え方

加齢や疾病、障害特性等により、最寄りのバス停への移動や買い物等の日常的な移動が
困難な方を想定

➤ 対象者の区分

- ・ 思いやり駐車場制度の対象者（福祉施策等の日常的な移動支援事業の対象を除く）
- ・ 上記対象者の枠を広げる方策（対象者の区分の追加）についても検討

※対象者の精査にあたり、既存の介護予防事業等に影響を与えない形で支援対象を確定
させるため、高齢者等の支援対象について、引き続き、福祉部局との協議を継続。

※思いやり乗車制度を基準にした場合の対象者数：約4,000人

（既に福祉施策等により移動支援制度の対象となっている方を除く）

3. 施策の検討

- 既存のタクシー利用料金助成制度を活用し、対象者へタクシーチケットを配布
- 配布枚数や運用については、和光市公共交通空白地域タクシー利用料金助成制度や和光市福祉タクシー利用料金補助制度を参考とする。
- 対象者の選定に際しては、タクシー車両の台数や乗務員等のリソースも考慮し、施策の実現性についても検討を行う。

4. 今後の検討課題

当該制度の対象者及び施策について、関係者間における協議等を進め、令和7年度中の
運用開始に向けて検討を進める。